

「児童生徒の組踊等沖縄伝統芸能鑑賞会」 組踊・沖縄芝居ワークショップ実施要綱

平成11年10月12日決裁
平成14年6月12日一部改正
平成18年12月11日一部改正
平成19年12月10日一部改正
平成20年12月26日一部改正
平成23年3月1日一部改正
平成25年8月1日一部改正
令和6年3月27日一部改正

1 趣旨

- (1) 組踊をはじめとする沖縄伝統芸能を学校教育に取り入れることによって、児童生徒に郷土芸能への理解と関心を深めさせ、「心の教育」に寄与する。
- (2) 組踊をはじめとする沖縄伝統芸能の県内への普及・啓発の基盤づくり、演目研究及び若手実演家に表現活動の機会を確保することにより後継者の育成を図る。
- (3) 国立劇場おきなわの支援・活用を図る。

2 内容

- (1) 公演・ワークショップの演目は、組踊をはじめとする沖縄伝統芸能とする。
- (2) 公演・ワークショップ開催にあたっては、参加者の年齢等に配慮し、わかりやすい解説を挿入するなどの工夫をする。
- (3) 公演・ワークショップ実施団体は、若手実演家を中心とした団体とする。

3 主催者 沖縄県教育委員会、及び対象校の所属する市町村教育委員会とする。

4 会場 原則として開催校の会場（体育館等）を使用する。

5 開催の時期

県教育委員会及び実演団体が、対象校や所管の市町村教育委員会と協議して決定する。

6 参加料 無料とする。

7 参加者の資格 原則として、対象校の児童・生徒及び保護者とする。

8 経費の負担区分

- (1) 沖縄県教育委員会は、公演費、派遣費及び解説書作成費を負担する。
- (2) 学校側は、上記(1)以外の必要な経費を負担する。

9 その他必要な事項については、沖縄県教育委員会、公演団体、対象校及び所管の市町村教育委員会が協議して定める。